

## 西脇多可行政事務組合一般廃棄物処理施設整備委員会条例

(設置)

第1条 西脇多可行政事務組合（以下「組合」という。）が設置する一般廃棄物処理施設の整備に関して必要な事項を審議するため、西脇多可行政事務組合一般廃棄物処理施設整備委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 一般廃棄物処理施設の整備計画に関する事項
- (2) 一般廃棄物処理施設の建設に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員会に、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

(委員及び臨時委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、管理者が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 西脇市副市長及び多可町副町長
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他管理者が特に必要と認める者

2 臨時委員は、特別の事項に関し十分な知識又は経験を有する者のうちから、管理者が委嘱する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事務が完了する日までとする。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 委員長及び副委員長とともに事故があるとき又は委員長及び副委員長がともに欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、

委員長の職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第8条 委員会に、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

3 部会に、部会長を置く。

4 部会長は、部会に属する委員のうちから、委員長が指名する。

5 部会長の職務及び部会の会議については、第6条第3項及び前条第1項の規定を準用する。

(意見の聴取等)

第9条 委員長及び部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、一般廃棄物処理施設の整備に関する事項を所管する課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、管理者が定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(西脇多可行政事務組合特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 西脇多可行政事務組合特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成20年西脇多可行政事務組合条例第8号)の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第2条関係)

行政不服審査会委員	日額	7,400円
情報公開・個人情報保護審査会委員	日額	7,400円
廃棄物減量等推進審議会委員	日額	7,400円
一般廃棄物処理施設整備委員会委員	日額	7,400円